

# 「学び」のデジタルコンテンツ制作業務委託仕様書

## 1 業務名

「学び」のデジタルコンテンツ制作業務委託

## 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月7日（金）まで

## 3 業務目的

銚子市では、本市の歴史文化や自然をはじめとする魅力ある地域資源を「銚子資産」と位置づけ、ジオパークや日本遺産の仕組みを活用し、各世代に対応した「学び」のプログラムの提供に取り組んでいる。

本事業では、「学び」のプログラムを提供する際に必要な銚子の大地の成り立ちと人と暮らしのつながりの理解促進のためのデジタルコンテンツを制作し、銚子ジオパーク・芸術センター（以下、「センター」という。）や現地で活用することを目的とする。

## 4 業務の要件

(1)当協議会が展開している銚子全体を表現するアイデンティティ・スタイル「銚子時間」のコンセプトを十分理解し、その中で展開しているジオパークや日本遺産といった様々なプロジェクトに「銚子時間」を共通の表現指標として機能させることを意識して業務を実施すること。

(2)令和5年3月に策定した「銚子市『学びの拠点』施設整備計画(以下、「整備計画」という。)(別添資料1)及び協議会が「整備計画」を再検討し、改めて整理した考え方(別添資料2)を念頭に業務を実施すること。

## 5 業務内容

映像コンテンツ及びARコンテンツの制作に係る全ての業務を行うものとする。なお、制作に関する業務内容は以下の通りとし、撮影スポットや時期など、制作における重要事項は委託者と協議のうえ、決定すること。

### (1)映像コンテンツ作成

- ・ 動画の企画・構成
- ・ 動画制作に付随する撮影、編集
- ・ センター内の映像再生装置の設定

### (2)ARコンテンツ作成

- ・ ARコンテンツの開発・制作及びインターフェイスデザイン全般
- ・ ARコンテンツの正確な表示に必要な現地調査
- ・ ARコンテンツ表示用の看板のデザイン及び制作・設置

## 6 コンテンツの概要

### (1)映像コンテンツ

本市の「地質遺産」、「自然・絶景」、「伝統・文化」等の要素を取り入れ、それらの関連性の理解を促す映像を作成する。成果品は、センターの展示室で映像展示として活用し、来訪

者の理解を助け、現地への訪問意欲促進につながることを目的とする。

- ・センターに制作中の展示物の内容と調和的な動画構成であること。
- ・海水準変動など、銚子の大地の成り立ちと関連するCG映像を用いること。
- ・ドローンをはじめとした機材を活用し、さまざまな視点やポイントから銚子市の風景等を撮影すること。
- ・季節や天候等の事由により適当な映像が撮影できない場合には、委託者が所有する映像や借用映像を使用することも可能とする。

## (2)ARコンテンツ

銚子市文化財保存活用計画で定めた「高田川流域地区文化財保存活用区域」を代表する銚子資産である「高田川の露頭（チバニアン下限）」を対象とする。「チバニアン」のはじまりと同じ約77万年前の地層が有する地球の地磁気逆転など地質学的な価値を現地で視覚的に学べることを目的とする。

- ・現地に設置された看板のマーカースマートフォン等で読み込むことで、コンテンツが起動すること。
- ・地層の上に各層の境界と形成年代、チバニアン相当層の層準と解説文を表示させること。
- ・対象エリアの場所を確認できる電子地図表示機能を設けること。
- ・制作したARコンテンツから高田川の露頭やチバニアンについて解説された外部ウェブサイトに移すよう設計すること。
- ・アプリ型式で制作する場合はApple AppStoreおよびGoogle PlayStoreに登録し、各ストアからダウンロードできるようにすること。その際の手続き及び費用については委託料に含めること。配信開始予定日に間に合うよう、公開審査等に要する日数を考慮し作成すること。

## 7 仕様・規格

### (1)共通事項

- ・デジタルコンテンツは今後、機能追加に対応できるよう、拡張性の高いものとする。
- ・公開後の保守や維持管理を考慮した設定とすること。
- ・不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ・OS等の動作環境のアップデートが発生した場合は、動作に不具合が生じないように対応すること。
- ・情報漏洩対策を十分取ること

### (2)映像コンテンツ

#### ①規格

- ・フルHD解像度(1920×1080)以上とする。
- ・画面縦横比は16:9とする。
- ・動画の長さは5分程度とする。

#### ②編集

- ・原則としてBGMとテロップにより表現し、ナレーションは不要とする。
- ・テロップは日本語と英語を併記する。

### (3)ARコンテンツ

#### ①対応端末・OS

- ・アプリによる提案の場合は対応端末・OSはAndroid及びiOSとする。また、Webコンテンツ

の場合は以下のブラウザで閲覧することを想定している。なお、ブラウザの場合はパソコン及びスマートフォンで使えるようにレイアウトやデザインに崩れないこと、バージョンは提案時点での最新版で正常動作を保証すること。

パソコン向け Google Chrome, Safari, Firefox, Microsoft Edge

スマートフォン向け iPhone/iPad及びAndroidの標準ブラウザ

#### ②ユーザーインターフェイス

- ・シンプルかつ直感的な操作を可能とするデザインとする。
- ・コンテンツ上に表示する場合の言語は日本語とする。

#### ③開発要件

- ・AR技術は、Unityなどのゲームエンジンを用いて開発すること。
- ・セキュリティはQRコードやリンク先ウェブサイトの安全性を保証し、ユーザーのデータ保護に配慮すること。

#### ④運用・保守

受託者は委託者が業務完了後も継続的にコンテンツを運用できるように、以下の点に留意して業務を遂行すること。

- ・必要に応じて地層の情報や解説の内容を変更できるようにする。
- ・委託者が管理、運用するWebサーバーにアップロードすること。
- ・適切な動作確認を行い、問題発生時は迅速に対応すること。

## 9 ARコンテンツ表示用看板の仕様

### (1)記載項目

- ・ARコンテンツダウンロード用のQRコード
- ・コンテンツを呼び出すためのARマーカー
- ・利用手順を図示した案内

### (2)仕様

- ・現地に設置された解説看板に取り付けることとして、基礎工事等は含めないものとする。
- ・看板の記載言語は日本語とする。
- ・屋外設置に耐えられる耐候性の素材を使用すること。

## 10 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。本業務における成果はすべて委託者に帰属するものとする。

- (1)映像コンテンツ (DVD) 1部
- (2)ARコンテンツに係るデータ 1式
- (3)システムの管理運用方法および操作の説明書 各1部
- (4)現地に設置済の看板 1式
- (5)看板のデザインデータ 1式
- (6)打ち合わせ記録 1式
- (7)業務完了報告書 1部
- (8)上記(1)～(7)の電子データ 1式

## 11 実施体制

受託者は総括責任者を1名配置し、委託者並びに委託者が事業の実施に当たり必要であると認める関係者等とともに打合せを行い、進捗や業務内容について協議及び報告を行いながら事業を推進していくこととする。打ち合わせの時期や頻度については、12で作成を規定している工程表・スケジュールのなかで具体的に検討し、契約後、事業開始前までに委託者の了解を得て設定すること。

また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について委託者と協議することとする。

なお、地球科学分野や歴史学・地理学分野などの博士号取得者など高い専門知識と学芸員の資格を有し、ジオパークや日本遺産の管理運営団体又は関連団体における3年以上の実務経験を有する者、もしくは当該条件を満たす者と密接な協力関係を有し、適切な指導・助言を受けながら業務を遂行できる者を主任技術者に充てるなど、業務体制の中で高い専門性を有する者を実施体制に含めること。

## 12 関係書類の提出

受託者は次の関係書類を作成し、提出するものとする。

### (1)業務計画書・業務着手届・主任技術師

受託者は、委託者と協議の上、本事業の実施方法、実施体制及び協議等の工程表・スケジュールを明記した業務計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

### (2)実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

### (3)その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

## 13 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。受託者は、これを適切に管理し、業務完了後には速やかに返却するものとする。

## 14 業務の適正な実施に関する事項

### (1)個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例（平成15年銚子市条例第4号）その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

### (2)著作権等

成果物に関する著作権は全て委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

第三者からの異議の申立て、紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。（成果物の権利にあたって、第三者が保有し、委託者に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ委託者に報告すること。）

本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使

用、複写、漏えいをしてはならない。

### (3)危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

## 15 検査

本業務は、成果物を納品し、委託者の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 16 その他

(1)本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2)この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。

## 「銚子市『学びの拠点』施設整備計画」の再整理 (展示設計・整備に関する留意事項)

### 1. 「銚子時間。三つの時間が重なり合う町」の再確認

銚子という場所（土地）に含まれる地域的特性や事柄、事象、文化等を「時間」という大きな共通の認識で紹介し、体験してもらう仕組みを「銚子時間。」というキーワードで表現したもの。

歴史という絶対領域に含まれる時間ー今まで銚子に流れてきた時間ー、銚子の今を感じる個別の相対的時間ー今流れている時間ー、そしてまだ見ぬ銚子を思う想像の時間ー未来の時間ーといった様々な時間的側面を銚子発信のプロジェクトの切り口にすることを目指している。

### 2. 「銚子時間。」のプロジェクト展開

私たちは、当室が実施している事業やそれに関連した課題を解決するための取組をこの「銚子時間。」というキーワードの下、プロジェクトを展開し、関連した情報の同期及び共有化を図り、一体として推進していくことを目指している。

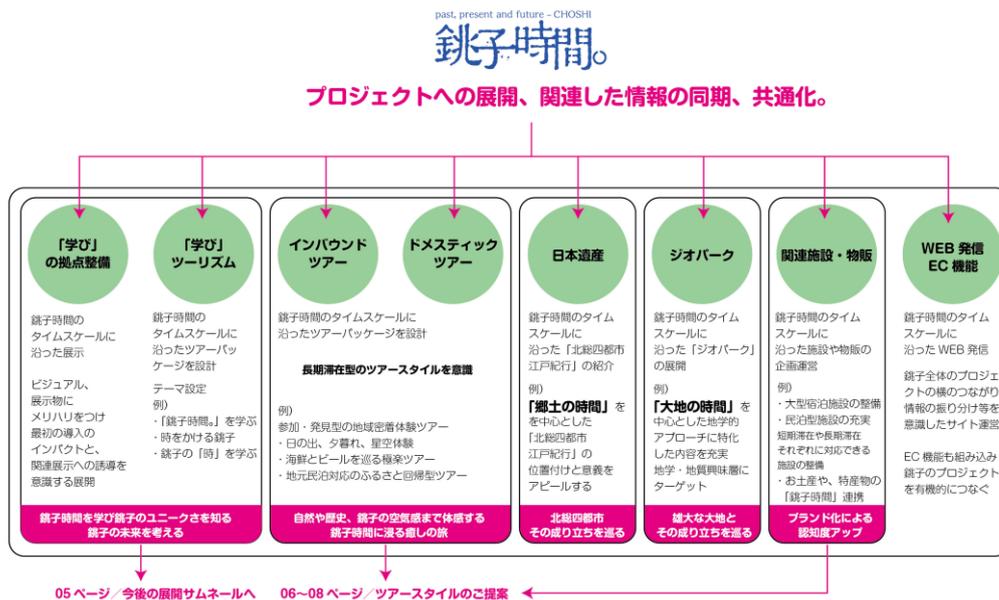


図1 「銚子時間。」と事業領域・ポイントとの関連・イメージ

### 3. 「銚子時間。」を体感する共通のタイムスケール

「銚子時間。」の「三つの時間」は、前述した「今までに銚子に流れてきた時間」「今流れている時間」「未来の時間」を意味しているものである。それらを歴史的側面から簡易的に区分けしたタイムスケールで「銚子時間。」の核となる時間の流れを「大地の時間」「郷土の時間」「未来の時間」と整理している。

銚子の各所に点在する歴史的コンテンツがどの時間軸にあるのかを整理することで、共通の表現指標として機能することができる。



図2 「銚子時間。」を体感する共通のタイムスケール

この考え方から、「学びの拠点」施設整備計画で展開されていた時間軸上での銚子時間の位置関係のイメージ（下図左）を「銚子時間。」の設定では下図右のとおり銚子の歴史全体を網羅するコンセプトとして機能させることが可能となる。

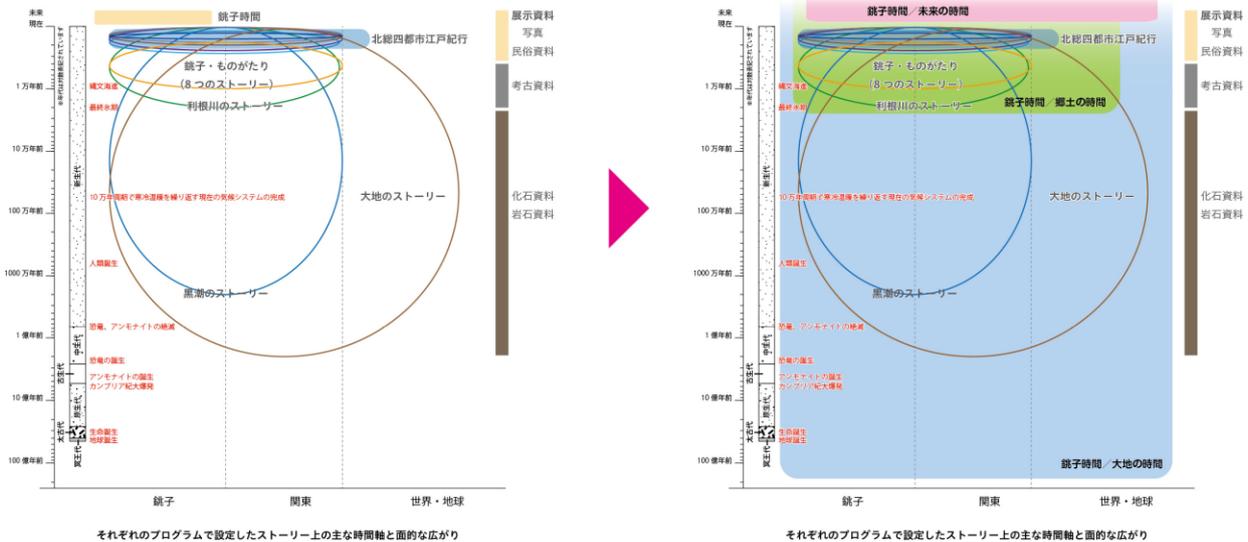


図3 各プログラムで設定したストーリー上の主な時間軸と面的な広がり

#### 4. 「学び」の拠点整備展開の整理

昨年度作成した整備計画を改めて当室で再検討した結果、「学び」の拠点は銚子時間のタイムスケールに沿って、銚子の自然、歴史文化を時系列で追う「銚子の歴史時間を学ぶ」ことを目的とした施設と位置づけることと整理した。

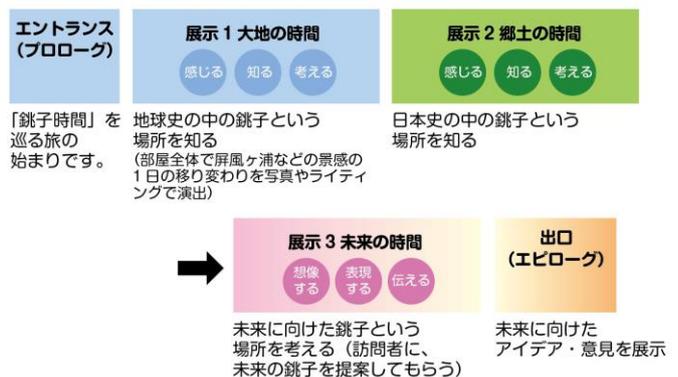


図4 「学び」の拠点整備展開概略イメージ

以上を踏まえた上で、「学びの拠点」施設整備計画で示された展示構成を右上図のように理解し、展示設計もこれに準じて行う。各スペースの役割・内容について、以下の通りに整理する。

「大地のレシピ」⇒「大地の時間」

「半島地形」というキーワードを分かりやすく学ぶことができる銚子の大地ができるまでの地質学的特徴を分かりやすく伝える。

「郷土のキセキ」⇒「郷土の時間」

「半島地形」が形成された大地で繰り広げられたヒトの歴史を、「黒潮」「利根川」というキーワードを意識したかたちで通史的に分かりやすく伝える。

「エピローグ：ミライへ」⇒「未来の時間」

郷土のすばらしさを再認識し、大切な銚子資産の保護・保全をしていこうとする意識を醸成するとともに、未来の銚子について考えるような展示をする。

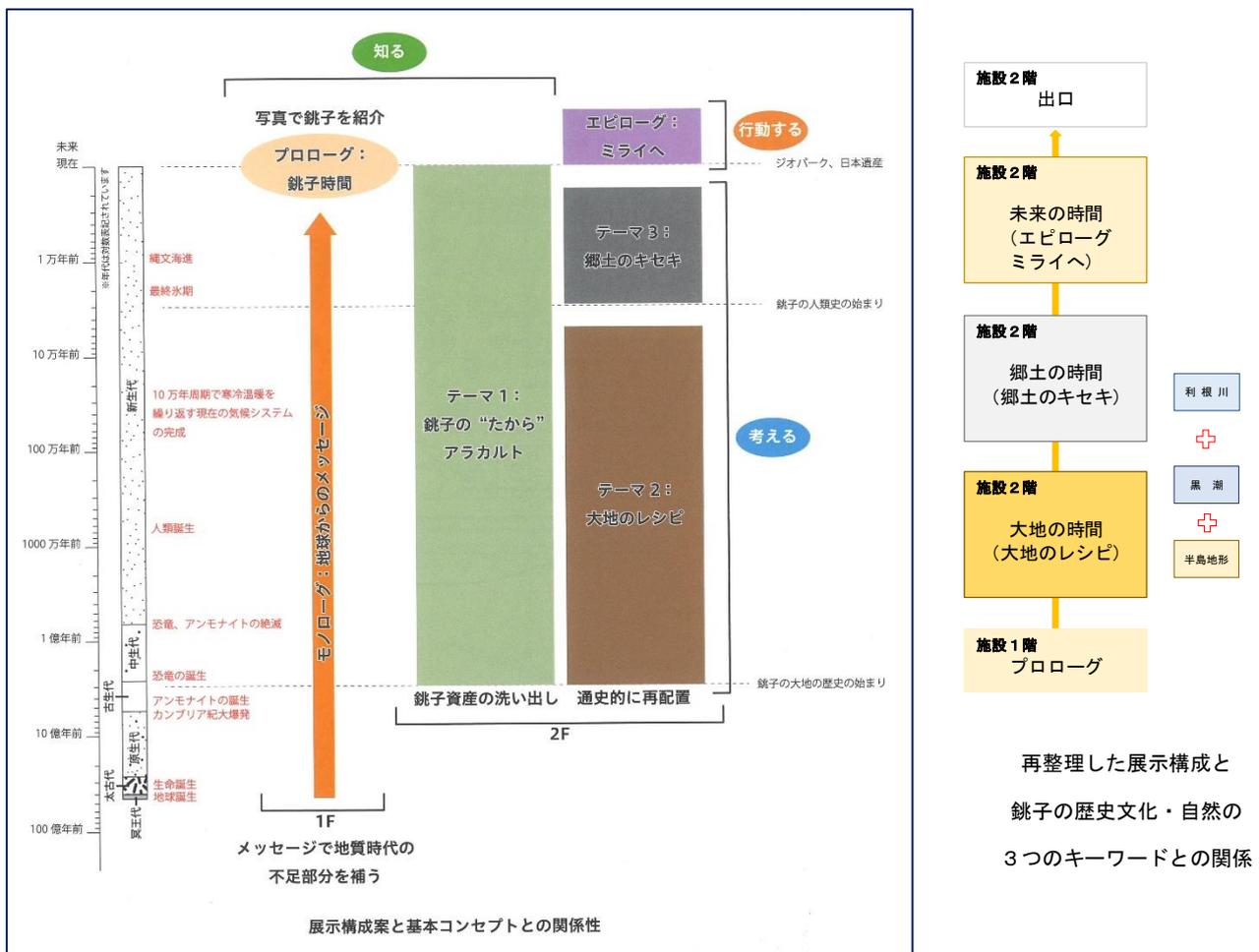


図5 「銚子時間。」と事業領域・ポイントとの関連・イメージ

「学びの拠点」施設整備の範囲は、当初の予定の範囲とする。また、展示内容の理解を深めるために当該施設の1階入り口から展示室までの導線上に必要な仕掛けを施すことも協議の範疇とする。

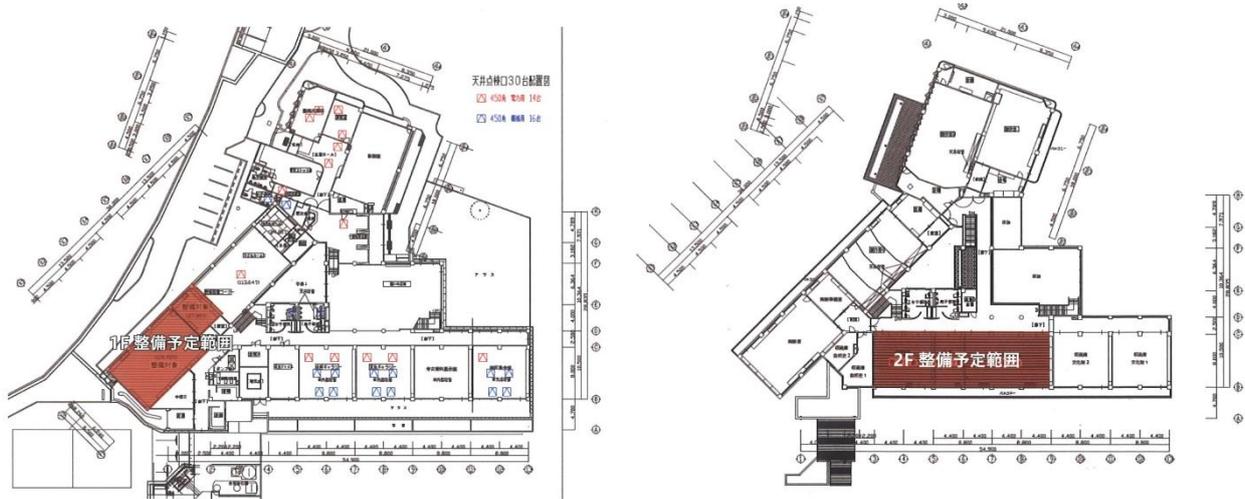


図6 整備予定範囲